

マレーシア

目次

概要	．．． 1
代理人制度	．．． 2
特許制度	．．． 3
意匠制度	．．． 6
商標制度	．．． 8

概要

2004年12月

(2008年12月改訂)

加入条約 パリ条約、PCT、TRIPs

手続言語 英語

所管官庁 Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs
Intellectual Property Division

住所 27 & 32nd Floor, Menara Dayabumi, Japan Sultan Hishamuddin, 50623 Kuala
Lumpur, Malaysia

電話 : 62 3 2274 2100 FAX: 62 3 227 1332

ウェブサイト: <http://www.kpdnhq.gov.my>

代理人制度

2004年12月

(2008年12月改訂)

(1) 代理人に必要な資格

Patent Agent、Trademark Agent、Industrial Design Agent の資格

(2) 資格の取得の要件

(a) 試験に合格する必要がある。

試験科目：特許法、意匠法、商標法、専門知識 (technology)、明細書作成等。

(b) IP 分野における業務経験は不要。

(c) 元審査官であっても試験に合格しないと資格が得られない。

(3) 資格取得後の研修は特に無い。

(4) 外内案件を代理するために特別な資格は必要ない。

(5) 代理人事務所の業務例：

出願 (特許、実用新案、意匠及び商標)
有害でない製品の登録 (例えば、化粧品)
実施契約に関するコンサルティング
特許、意匠及び商標の調査/見解
著作権
訴訟に関する相談

(6) 利益相反行為に関する制限は特に無い。

(7) 国内の代理人協会について

Malaysian Intellectual Property Association (MIPA)

会員: Patent Agent、Trademark Agent、Industrial Design Agent または IP Layer、
または IP 分野での貢献により適当と委員会が認めたマレーシアの個人または事
務所、登録された法人または組合

任意加入制

協会の連絡先：

Tel 60-3-7960-3002 Fax 60-3-7960-4002

E-mail address mipa@tm.net.my

協会の活動内容：

IP に関する研究
会員への IP 情報の提供
実務および法に関する特許庁との交渉

協会が提供する情報：

IP 法の改正
重要な判例

ウェブサイト：

<http://www.mipa.org.my>

1. 一般

(1) 保護態様

特許、実用新案 (Utility Innovation Certificate)

(2) 保護対象 発明の定義 技術分野における特別な課題の実際の解決を可能にする発明者の思想。 物の又は方法に関する発明を保護。

物質は特許可能だが、人体の治療方法、コンピュータプログラム、ビジネス方法は特許の対象ではない。

不特許対象

発見、科学的理論、数学的方法、植物又は動物の種、若しくは植物又は動物（人工微生物以外）生産のために必要な生物学的プロセス、微生物学プロセス及びその産物

(3) 特許要件

- ・産業上利用可能性 判断基準は特にない。
- ・新規性 内外国刊行物記載、内外国公知公用
- ・進歩性 進歩性に関する判断基準はない。
- ・発明の単一性 発明の単一性に関する判断基準はない。

(4) 特有な手続

- ・外国語出願は可能（ただし、PCT国内移行は英語のみ）。
- ・国内優先出願制度がある。
- ・出願変更 特許出願と実用新案出願相互の出願変更は可能。
- ・実体審査請求制度がある。
- ・出願公開制度がある。
- ・特許期間の延長制度はない。
- ・新規性喪失の例外 1年のグレースピリオドがある。出願時に特許庁へ通知する。
- ・包括委任状制度はない。
- ・期限徒過の救済規定がある。

2. 必要書類、情報

(1) 出願人 発明者又は発明の所有者

(2) 必要書類、情報

出願時

- ・発明者の氏名、住所、出願人の名称、住所
- ・明細書、クレーム、必要な図面（写真でも可）、優先権主張
- ・出願料

- ・優先権証明書 出願後提出可能な書類
- ・委任状
- ・要約
- ・ファクシミリで提出を認められる書類はない。
- ・ファクシミリ出願又は電子出願がある。
- ・公証等を要する書類はない。
- ・出願言語 バハサマレーシア語又は英語
- ・多数項従属クレームは認められる。
- ・国内移行期限は30ヶ月。
- ・国内移行時に出願の翻訳が必要。
- ・PCT出願の内容に基づいて明細書、クレーム及び図面を補正できる（期限はない）。

3. 審査手続

（１）オフィスアクションの種類

書類の提出指令、実体／修正実体審査レポート

（２）補正

許可通知前はいつでも、又はオフィスアクションの応答時。

差し替えページを提出して行う。

（３）審査レポートへの応答は発送の日から3ヶ月以内

この期間は1～12ヶ月間の延長可能

遠隔地の者に対する特別な延長制度はない。

（４）インタビュー

審査官に対し請求することができるが、受けるかどうかは審査官の自由裁量。インタビューは一般でない。

（５）早期審査請求制度はない。

（６）分割出願

第1オフィスアクションの発送の日から3ヶ月以内に自発的に分割出願ができる。

（７）不服申立て

拒絶査定に対しては14日以内に高等裁判所に不服申立て可能。

4. 登録

- ・出願から特許まで4から5年を要する。
- ・特許料納付は許可通知の発送の日から2ヶ月以内に行う。
納付期間の延長制度がある。
- ・年金支払いは特許付与後必要となる。遡った更新料支払いは必要ない。
- ・2001年8月1日以降の出願・・・出願日から20年
2001年8月1日より前の出願・・・特許から15年若しくは出願日から20年の遅い期間
特許期間の延長制度はない。

5. その他

(1) 出願から登録までに、2,000～2,500US ドル

(2) 登録名義人の変更

変更を示す書類のコピーとその英訳を提出して行う。

意 匠

2004年12月

(2008年12月改訂)

1. 一般

適用法令 1996年意匠法 1999年9月1日施行

1999年意匠規則

所管官庁 Intellectual Property Corporation of Ministry

2. 対象

- (1) 定義 工業過程により生産される物品に応用する形状、形態、模様、装飾で、視覚で確認できるもの。製造方法、機能から生ずる特徴や物品の特徴を除く。
「色彩」 コントラストによりパターンを形成する場合には、そのパターンが保護される。

(2) 登録要件

新規性(国内公知)

公序良俗に反しない意匠

- (3) 部分意匠制度はない。

3. 出願手続

(1) 出願書類、必要情報

- ①願書 ・ 創作者の氏名、住所、出願人の氏名、名称、住所、法人の形態、国籍
・ 物品の名称、国際意匠分類、物品の説明、原材料の記載
・ 優先権主張及び基礎出願の詳細

- ②図面又は写真(図面の方がよい。6面図。写真は白黒。) 12.5cmx9cm を超えない。6部

(図面等に代えて見本、ひな形の提出は不可)

- ③新規性に関する供述書(Statement of Novelty)

- ④委任状

(2) 意匠の単一性

- ・ セットの物品(カップとソーサー等)は一出願で手続可能。

(3) 新規性喪失の例外規定

新規性喪失より6ヶ月以内の出願が該当。ただし適用されるのは、出願人又は承継人による展示、又は第三者による意に反する公表のみ。

3. 審査

(1) 方式審査のみ行う。

方式に違反がある場合3ヶ月の補正期間が出願人に与えられる。要件を充たすと出願日が与えられる。応答しないと出願無効となる。

(2) 補正

出願中又は登録意匠は出願／登録意匠の範囲を拡大しない限り認められる。

差し替えページを提出して行う。

登録意匠は当該意匠の有効性が裁判所で争われている場合には補正できない。

(3) 不服申立

拒絶査定に対しては高等裁判所へ不服申立可能（１４日以内）。

4. 登録

(1) 出願から登録までは約１年。

(2) 登録期間は出願日から５年だがその後５年毎に２回更新可能(最長１５年)。

(3) 登録後は公報が発行される。

(4) 秘密意匠制度はない。

5. 権利範囲

意匠権者は登録意匠及び類似意匠について排他的権利を有する。

6. その他

(1) 登録意匠のデータベースでインターネットを通じてアクセスできるものはない。

1. 一般

適用法令 1976 年商標法 (1997 年改正、2001 年 8 月 1 日施行)

1997 年商標規則

所管官庁 Intellectual Property Corporation of Malaysia

(1) 使用

出願時に使用していることは求められない。使用する意思があればよい。

(2) 商品分類

- ・ 国際分類を採用。
- ・ サービスマークも登録可能。
- ・ 多区分出願は認めない。
- ・ 商品／サービスとしてクラスヘディングを指定できる。
- ・ 小売も第 35 類のサービスとして指定できる。但しどのような商品に関する小売であるかを特定する。

(3) 商標

- ・ 立体商標は登録できない。
- ・ 音、匂いは登録できない。
- ・ 団体商標登録制度がある。
- ・ 証明商標は登録可能。
- ・ 連合商標制度がある。

2. 出願手続

(1) 必要書類、必要情報

①願書 ・ 出願人の氏名、名称、住所、国籍、法人の場合は法人形態

・ 商標見本

標準文字制度あり。

商標がローマ文字以外の文字を含む場合(中国文字、アラビア文字、
日本文字等)は認証付英語への音訳と文字の英語翻訳。

・ 商品／役務の表示(ニース協定に従う)

・ 優先権主張(優先権書類は英語以外の場合、翻訳者の認証付英語訳要す。
出願日から 1 年以内に提出。)

②出願人宣言書(公証が必要)

商標の正当な所有者であること及び出願が善意で(in good faith)なされたこ

との宣言書。

(2) 外国語出願は認めない。

(3) 電子出願が可能。

3. 審査

(1) 審査内容

方式審査と実体審査が行われ、実体審査においては絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由について審査が行われる。

(2) 補正

- ・商品／役務の表示は審査官の指令により補正可能。
出願人が自発で補正をする場合、補正が認められるか否かは審査官の裁量による。
通常公開前の補正のみ認められる。
- ・商標の補正も実質的変更がない限り可能。

(3) 拒絶理由対応

受領後、通常は2ヶ月以内に応答するが料金納付により延長も可能。

- ・コンセント制度がある。(コンセントの対象である商標の詳細、コンセントの明示、先の商標の詳細)
- ・ディスクレーマー制度がある。

(4) 公報掲載と異議申立

実体審査の終了後、不登録事由に該当しないとき公報に掲載される。

公報発行から2ヶ月間は第三者の異議申立が可能(さらに1ヶ月の延長もある)。

(5) 拒絶査定に対しては審査官が指定する期間内にヒアリング要求が可能。

高等裁判所に訴えの提起も可能(30日以内)。

4. 登録

(1) 存続期間は出願日から10年(改正法施行前は出願日より7年)

10年ごとに更新可能。(存続期間満了前3ヶ月の間に更新、追加料金納付により延長可能)

更新出願は登録記録との整合性がチェックされる。

5. 商標権の範囲

(1) 登録商標に類似の商標であって、指定商品/役務に類似する商品/役務に使用する場合は侵害とはならない。

6. その他

(1) 不使用取消審判制度 3年間の継続的不使用

使用の証明は真正な使用が必要で形式的使用は認めない(売上高、広告、流通範囲など)。

(2) 登録商標、出願商標のデータベース

インターネット上に英語で公開されているが、会員(subscription)であること

が必要。

(3) ライセンスを結んだときには、強制ではないが登録が要求されている。

(4) 今のところマドプロ出願は適用できない。

(5) 外国出願人が留意すべき点

創作されたもの又は本質的に識別可能なものである強い商標を選択すること。

情報提供協力者

氏名： Mr. David A Wyatt (Patent & Design)

Ms. Tham Sau Yin (Trademark)

Ms. Azlina Aisyah Khalid (Legal)

事務所名： HENRY GOH & CO.SDN.BHD

住所： 217 Jalan Imbi, 55100 Kuala Lumpur,
Malaysia

TEL: 60-3 2118 8688 FAX: 60-3 2118 8777

Email: hgoh_kl@henrygoh.com

ウェブサイト： www.henrygoh.com